

地域課題解決に向けた先端技術を有する事業者との実証事業に係る チャレンジするなら三木募集要項

1 公募の趣旨・概要

人口減少・少子高齢化に加え、多様化する課題に対応するため、地域課題の解決に向け先端技術を有する企業との実証実験を通じて官民連携による解決をめざします。

この取組は、三木創生の推進に関する官民連携の具体化に向け、民間企業との連携協定等を締結し、様々な実証実験を行った経験を生かし、更なる三木創生の推進に向けた地域課題を解決するための事業者を募集するものです。

市は、人口減少社会を現実として捉えた地方創生の推進を進めており、行政だけでは解決が難しいことを民間事業者の知見やノウハウなど先進技術を活用した課題解決に係る実証事業を行う予定です。

この募集に当たり、公平性・透明性を図るため、プロポーザル方式により提案内容を審査の上、指定候補事業者を決定します。

2 応募の資格

次の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 地域課題解決につながる独占的な技術を有し、日本国内又は国際的な特許を取得済又は、申請中又は、国の機関等からも認められた法人または個人であること。
- (2) 長期的に安定した運営ができること。
- (3) 3年以上の事業実績があり、黒字化又は安定した資金計画及び事業計画に基づく確実な実施が見込まれること。
- (4) 応募法人が所轄官庁の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (5) 応募個人または法人の代表者及び役員が三木市暴力団排除条例（平成24年3月30日三木市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (6) 国税、県税及び市税等に滞納がないこと。
- (7) 事業化に向け、市と協力し、企業版ふるさと納税に係る情報発信を行うこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

3 公募内容及び条件等

| 区 分 | 内 容 |
|-----|--------------------------------|
| 内 容 | 三木市が抱える課題解決に向け、産業のイノベーションにつながる |

| | |
|-----|--|
| | る先端技術を有する事業者との実証事業を実施することにより地域課題解決をめざすとともに、民間事業者との協働による持続可能な市内産業の活性化を図る。 |
| 条件等 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内又は国外における先端技術を有すること。 ・市が抱える地域課題解決につながる研究等の提案を行い、市と協働した実証事業等に係る取組を行うこと。 ・本事業を遂行する上で妨げとなるような事象が生じないように、十分な調整を行うこと。 ・SDGsやSociety5.0に合致し、新産業の創生や既存事業の拡大に資すること。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害 ・健康増進 ・市内産業の付加価値化等の地域課題を対象とする。 |

4 提案内容に盛り込む条件

- (1) 市が抱える課題解決につながる事業内容であること。
例 鳥獣被害、市内産業の課題解決、健康増進等
- (2) 事業継続性に係る会社概要及び将来構想について提案すること。
- (3) 国や公的機関から補助や認定を受けた実績があること。
- (4) SDGsやSociety5.0に合致し、新産業の創生や既存事業の拡大に資する内容であること。
- (5) その他、PRポイントがあれば記載すること。

5 留意事項

提案事業者が企業版ふるさと納税を行うことを求めるものではなく、地域課題解決に向け、民間事業者に市の取組を広く知っていただき、応援するための仕組みとして、企業版ふるさと納税を活用することを、市と協力して広くPRすることに留意すること。

6 補助金について

今回の取組については、企業版ふるさと納税等を活用し、寄附金額の9割を上限として、地域課題解決実証事業に係る費用を補助する。そのため、市は、事業者採択後、令和6年度内の期間において、速やかに採択された事業に対する企業版ふるさと納税の寄附募集を行い、提案内容に応じて、実証事業内容を確認し、その寄附金額を補助金として研究開発スケジュール等を考慮し、協議の上執行するものとする。

7 応募方法

(1) 応募書類

ア 事業計画に関する調書

様式は任意とするが、体裁については下記 (2) のとおりとすること。内容については以下の項目を記載し、各項目に対応する提案箇所を明確にすること。

| 項目 | 備考 |
|-------------|---|
| 申請者の概要及び実績等 | 申請者の特徴、強み、提案内容におけるこれまでの実績などを記載してください。 |
| 提案内容 | 上記「3 公募内容及び条件等」の課題に係る、提案内容の背景となる事実や、課題認識及び申請者が所有しているどのような先端技術を活用して、どのように課題が解決できるかを記載してください。 |
| 施設設備について | 提案内容に関して活用できる所有設備について記載してください。 |
| ロードマップ | 当該事業で実施する取組や達成水準など提案内容の実現に向けたロードマップを記載してください。 |
| その他 | SDGs や Society5.0など今後の社会展望を踏まえた事業の位置付けや社会に対してのインパクトなどのPRポイントを記載してください。 |

イ 申請者に関する調書

別紙「参加表明書」、「参加資格確認書」、「申請者概要書」に必要事項を記入の上、提出すること。

ウ 決算用財務状況に関する資料

なお、応募書類の様式については、応募希望者に直接送付しますので、応募希望者は(4)の問い合わせ先にご連絡ください。

(2) 応募書類の体裁

ア 書類の大きさは、A4版縦型を原則とし、A3版の図面やA4版を超える大きさのものについては、A4サイズに折りたたむこと。

イ 応募書類一覧の項目順に並べ、各書類下部中央にページ番号をつけること。

ウ 紙ファイル等に左綴じとすること。

エ 項目ごとにインデックスをつけること。

オ 原本1部、写し8部を作成し、提出してください。

(3) 受付期間

令和6年4月24日(水)～12月25日(水)午後5時

(4) 提出場所及び問い合わせ先

応募書類については、事前連絡のうえ、持参又はメール提出してください。

提出場所：三木市上の丸町10番30号 三木市役所4階

三木市総合政策部縁結び課 担当：清水

電話 0794-82-2000(内線2484)

メール emmusubi@city.miki.lg.jp

8 指定候補事業者の選考方法

(1) 審査の方法

書類による第1次審査を行い、第1次審査通過者に対して、プレゼンテーションによる第2次審査を行います。

(2) 審査の手順

第1次審査では、「企画提案書」及び関係書類を確認し、実証事業を行う企業として適正であるかを審査します。

第2次審査では、プレゼンテーションにより、本事業の考え方、運営計画などを総合的に審査します。

※採択に至らなかった理由等、審査に関する問い合わせには一切応じられません。

(3) 選考に係る審査項目

| 項目 | 着眼点 |
|------------|-----------------------|
| 1 実績 | 運営理念、人員体制、運営の考え方、資金計画 |
| 2 提案内容 | 課題解決につながる提案内容、先端技術等 |
| 3 市内への波及効果 | 市内経済への影響、実証事業案の提案 |
| 4 その他 | PR内容に係る評価 |

9 スケジュール

| 年 月 | 内 容 |
|----------------------------|---|
| 令和6年4月24日(水) | ・公募開始 |
| 令和6年4月24日(水) ～11月29日(金) | ・質問受付 |
| 令和6年12月25日(水) | ・応募締め切り |
| 令和6年12月25日までの間 | ・第1次審査(書類審査)申請に応じ月1回程度都度実施 |
| 令和7年1月上旬までの間 | ・第1次審査結果通知 申請に応じ月1回第4金曜日都度実施 |
| 令和7年1月中旬までの間 | ・第2次審査(プレゼンテーション)申請に応じ月1回程度実施 |
| 令和7年1月下旬までの間 | ・第2次審査結果通知 月1回程度都度事業者決定 ・予定事業者の公表及び企業版ふるさと納税募集開始 |

